

意見公募要領

1 意見公募対象

- ① 電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案
- ② 電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件の一部を改正する告示案
- ③ 外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する告示案
- ④ 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコードを定める件（平成 30 年総務省告示第 356 号）の一部を改正する告示案
- ⑤ 電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の規定に基づき、同項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する放送事業用無線局及び宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を定める告示案
- ⑥ 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省は、「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会 報告書」（令和 6 年 8 月）において、「現在、共用周波数を使用する基地局は、原則として全て個別免許で運用されているが、免許手続の効率化や通信需要に応じた機動的な基地局開設に向けて、干渉防止や他の無線システムの新規・追加の無線局開設の可能性に留意しつつ、一定の条件を満たす基地局については、包括免許の対象とすることや免許変更を届出とすることなど、免許手続の簡素化を検討することが適当である。なお、基地局のほか、端末についても、周波数や規格が増加している状況を踏まえ、免許手続の簡素化に取り組むことが適当である」との報告を受け、検討を行ってきたところです。今般、関連する制度整備案を作成しましたので、これに対して意見募集を実施します。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に関係資料を掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）を利用して提出する場合は、意見提出フォームに郵便番号、住所及び氏名（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください

い。

下記（２）を利用して提出する場合は、意見書（別紙様式）に住所及び氏名（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、それぞれ当該各項目に示す宛先に提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

- ・電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

- ・電子メールアドレス（mobile-telecom_atmark_ml.soumu.go.jp）を利用し、総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 宛てに御提出ください。メールアドレスはスパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。恐れ入りますが、修正の上お送りいただきますようお願いいたします。
- ・メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。
- ・電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっております。
- ・意見の提出を装ったのウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしく申し上げます。

1. 意見提出期間

令和7年5月1日（木）から同年6月4日（水）まで（必着）

2. 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課にて配布又は閲覧に供します。

- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号及び電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見公募対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

担 当：武田課長補佐、長嶋移動体推進係長、勝山官、村田官、庄司官

電 話：03-5253-5893

電子メールアドレス：mobile-telecom_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省 総合通信基盤局 電波部
移動通信課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所 (所在地)
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体名等) (注1)
電話番号
電子メールアドレス

「電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡
担当者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載する
こと。

別紙様式

該当箇所	御意見